



帰国前に必ずご確認ください

梱包に際しての注意!

日本への輸入が禁止されているもの

航空便お荷物には入れないでください! 『手荷物』または『船便』で発送ください。



「食品」「化粧品」「医薬品」「リチウム電池 (例ノートパソコン、携帯電話)」「電動モビリティ、セグウェイ、電動キックボード)」

日本の空港での実物検査や廃棄処分指定された際には、取り出し料金、処分料金などの追加料金が実費請求となります。関税法以外の他法令で制限されているものは、通関検査が入り荷物が止まってしまうリスクがあります。

- ・お土産として同一品が多量にあり、制限を超えた場合には廃棄処分となることがあります。
- ・缶詰や瓶詰は原料がわかるまで保留となったり、肉製品は廃棄処分となります。
- ・ノート型パソコン (リチウムイオン電子) は個別申告が必要となり、航空機に搭載するまでに無用の時間を取られることがあります。
- ・電動モビリティ、セグウェイ、電動キックボードは引越荷物として認められていません。
- ・1点1万円以上の新品は、購入時の領収書、レシートなどの価格証明が必要です。



医薬品等の個人輸入について数の制限のあるもの

個人輸入について数の制限があるもの

厚生労働省が制限している数量以上のものは、持ち込みできません。

例) コンタクトレンズ 2ヶ月分以内、化粧品は1品目毎に24個以内 (口紅は色やブランドにかかわらず24個まで)

石鹸、シャンプー、歯磨き粉、なども化粧品に該当するので24個まで。

超過分は輸入は認められず、任意放棄・廃棄処分となり、その為にかかる追加費用はお客様自身へ別途請求となります。



輸入が禁止されているもの

以下のものについては、関税法でその輸出が禁止されています (関税法第69条の2)。

引越荷物に入っていた場合、お客様自身が刑事罰として処罰されるリスクがあります。

- 麻薬、大麻、覚せい剤、ドラッグなど
- 爆発物、火薬、拳銃などの銃火器や部品など
- 化学兵器原材料、病原菌など
- 偽造品 (貨幣、カード、有価証券)、コピー商品など
- 猥褻や公序良俗を乱すメディアや記録媒体など

※上記の他に家畜伝染予防法、外来生物法、植物防疫法などで輸入が禁止されているものがあります。



輸入が規制されているもの

- ワシントン条約に基づき制限対象となっている動植物やそれらを使った物品
- 関税法以外で制限されているもの
肉製品、植物製品など (ハム、ソーセージ、缶詰、瓶詰など)
農林水産省の動物検疫所で許可されない肉製品は持ち込めません。
日本で輸入許可に必要な証明書類は引越荷物では取得できません。
植物製品 (果実、切り花、野菜など)
農林水産省の植物防疫所で許可されない物品は持ち込めません。

要検査 植物 (パイナップル、オレンジなどの果物、切花、野菜、米などが含まれます) は税関検査の前に検疫カウンターで必ず検査を受けてください。

- 猟銃、空気銃、刀 (刃渡 15cm 以上)・剣 (刃渡 5.5cm 以上) などについては、公安委員会の所得許可を受けるなど所定の手続を取った後でなければ輸入できないことになっています。
- 個人輸入について数に制限があるもの
厚生労働省が制限している数量以上のものは、持ち込みできません。